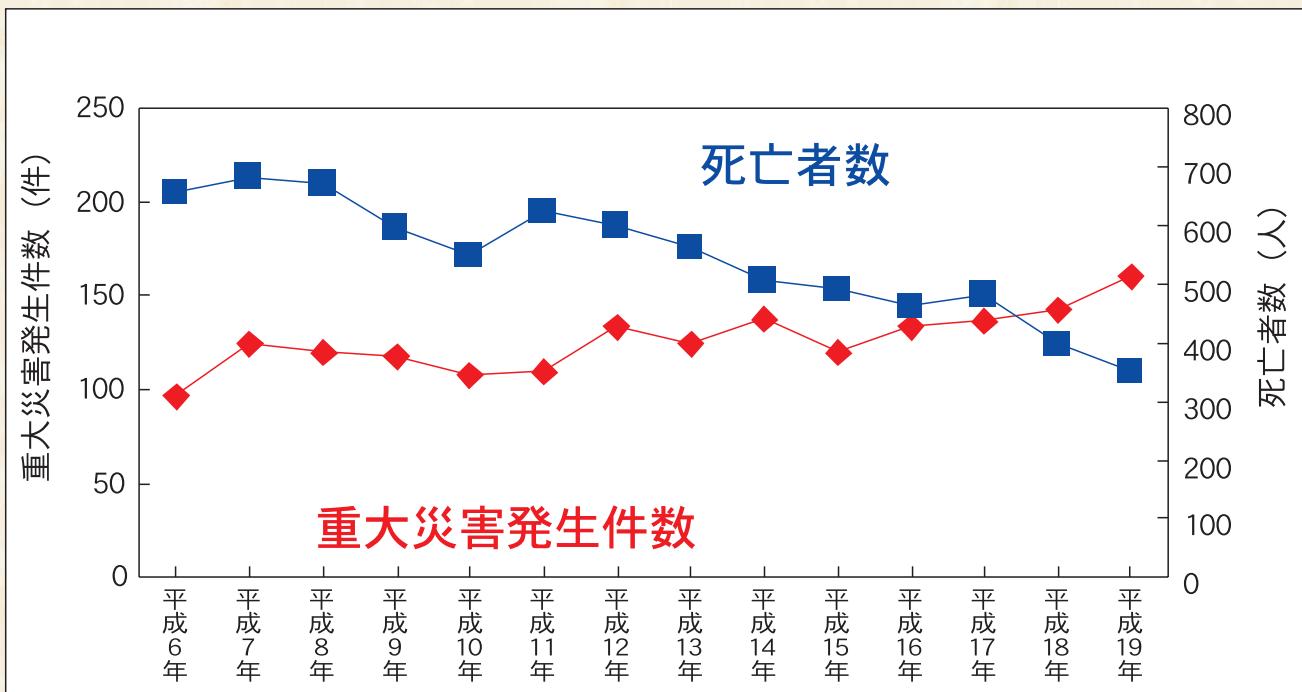


交通労働災害の発生状況



交通労働災害による死亡者数は減少傾向にありますが、
交通労働災害による重大災害※は増加傾向にあります。

※重大災害：一度に3人以上の労働者が被災した災害

主な改正点

1 睡眠時間の確保に配慮した適正な労働時間等の管理及び走行管理等の実施→ガイドライン「第3」

- 睡眠時間の確保に配慮した適正な労働時間等の管理及び走行管理の実施について明記しました。
- 休憩時間を規定するなど走行計画の内容を充実するようにしました。
- 睡眠時間に配慮した点呼の実施及びその結果に基づく措置について規定しました。
- 荷役作業を行わせる場合の運転者の疲労に配慮した措置の実施について規定しました。

2 交通労働災害防止のための教育内容の充実→ガイドライン「第4」

- 教育内容に交通労働災害防止のための基礎知識を盛り込みました。

3 荷主・元請事業者による配慮等の新設→ガイドライン「第6」

- 適切な運行の確保のため荷主等による配慮について盛り込みました。

4 安全衛生管理体制の充実→ガイドライン「第2」「第7」

- 組織的・継続的な労働安全衛生管理の実施について規定しました。
- 長時間労働者に対する医師による面接指導の実施について規定しました。